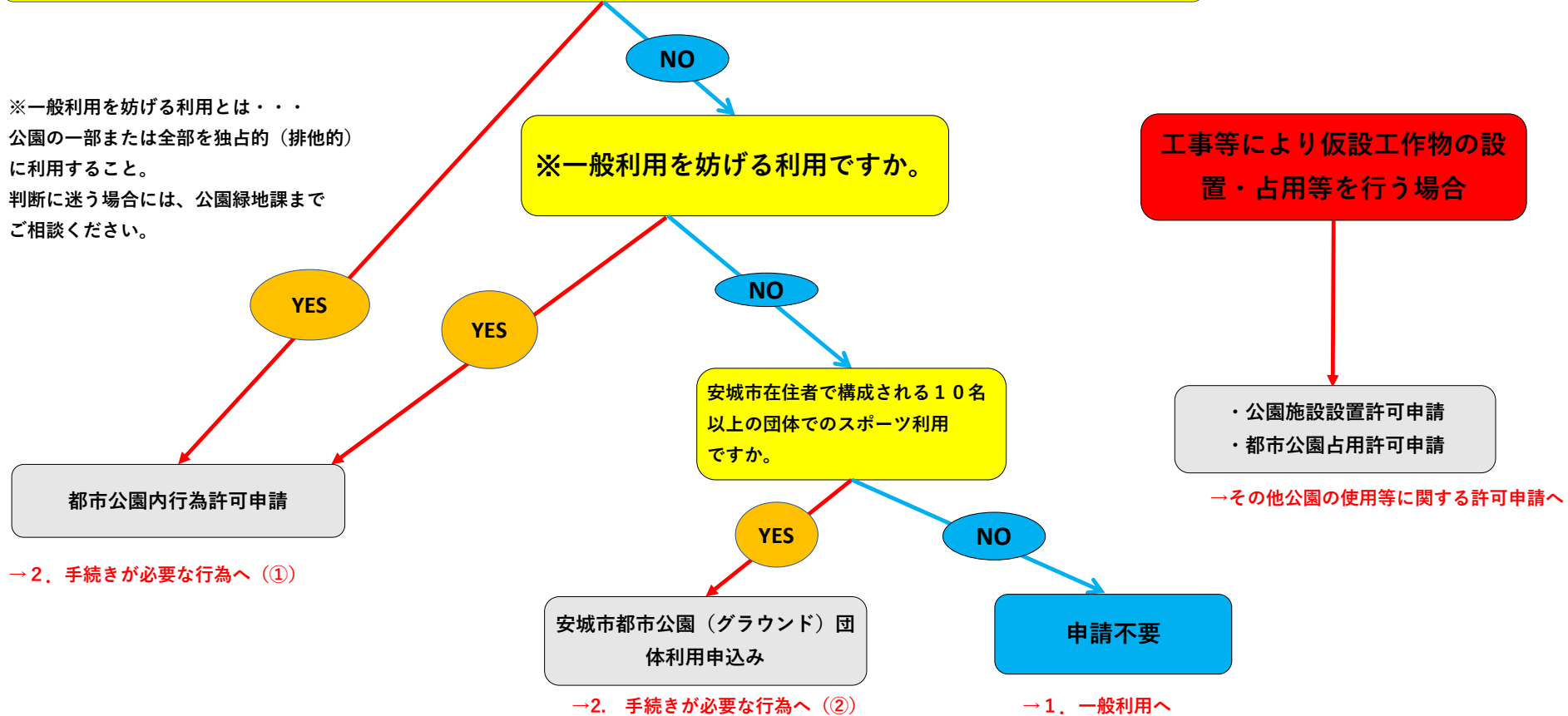


イベント スポーツ大会 営利目的での撮影 などでの利用ですか。

※一般利用を妨げる利用とは・・・
公園の一部または全部を独占的（排他的）
に利用すること。
判断に迷う場合には、公園緑地課まで
ご相談ください。



【注意点】

- ・堀内公園、柿田公園の利用については、指定管理者と別途協議を依頼します。
- ・公共的団体は減免となる場合があります。
- ・露店のみの出店は許可していません。イベントに付随する場合にのみ許可します。
- ・使用料が発生するものは、利用日前までに納付が必要です。
- ・審査から許可書発行までお時間がかかりますので、利用日の2週間前にはご申請ください。
- ・イベント内容によっては、許可できない場合がありますので、ご相談ください。